

J U テントリ
運営規程

株式会社 **JS コーポレーション**

J Uテントリ運営規程

株式会社 J Uコーポレーション（以下「J U C」という）は、J Uテントリの適正な運用と利用をはかる為、この規程を定める。

第1章 総 則

第1条 用語の定義

この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- ① J Uナビ : J Uナビ会員が、J U C運営のウェブサイト「J Uナビ」を経由して参加会場が運営するオートオークションに応札・入札できる「J Uリアルネットシステム」ならびに「J U入札ネットシステム」（「即落サポート」および「J Uテントリ」を含む）の総称。
- ② J Uテントリ : J Uナビ会員が、保有車両を自己の店舗に展示したまま、インターネットを経由して、J U Cが運営するJ Uナビの登録ファイルに売却希望価額を登録して共有在庫車両として公開する方法による売却システム。
- ③ J Uトレード : J Uナビが持つ機能（リアル・入札・即落）を利用して、J Uナビ会員およびJ Uトレード会員がJ U Cを介して参加会場で車両を落札するシステム。
- ④ J Uナビ会員 : J Uリアル会員およびJ U入札会員で、J Uナビ利用細則にもとづきJ Uナビに参加が可能となった者。
- ⑤ J Uトレード会員 : J Uナビ会員以外で、J Uトレード運営規程に基づいてその会員となった者。
- ⑥ 中商連 : 日本中古自動車販売商工組合連合会。
- ⑦ 組合 : 中商連傘下の各県中古自動車販売商工組合および北海道の事業協同組合。
- ⑧ 中商連規約 : 中商連が定めた「中商連オートオークション規約」および「中商連オートオークション運営規程」の総称。
- ⑨ 会場規約 : 参加会場が定めるオートオークション規約。
- ⑩ J Uテントリ 利用細則 : 運営規程に基づきJ Uナビ会員およびJ Uトレード会員（以下、「会員等」という）がJ Uテントリを利用するときの具体的な運用方法を定めた規定（以下、「利用細則」という）

- ⑪ J Uテントリ出品者：J Uテントリに車両情報登録をして所有車両を出品登録した者（以下、「出品者」という）
- ⑫ J Uテントリ申込者：J Uテントリに落札の為の申込みをした者（以下、「申込者」という）
- ⑬ J Uテントリ落札者：J Uテントリにより車両を落札した者（以下、「落札者」という）

第2条 J Uテントリに適用される規約・規程

- 1 J Uテントリでの取引に関しては、中商連規約およびこの運営規程が適用される。
- 2 J Uテントリの運用に関しては、この運営規程ならびに利用細則に関する各規定が適用される。

第3条 J Uテントリの仕組み

- 1 J Uテントリのシステムは、J Uナビに付帯する形で構築される。
- 2 J Uテントリへの車両出品登録は、出品登録をする者が、自己検査を含む自主申告により車両情報および車両評価の登録をする方法により行う。
- 3 会員等は、本条2項の方法で登録された車両情報をJ Uナビのw e b上で検索し、希望車両に対し落札申込みをした後、当該車両の在庫の有無および落札価額の是非を確認の上、当該車両の取引を成立させることができる。
- 4 J Uテントリのシステム構築費用およびシステム運営費用は、J U Cが負担する。

第4条 組合とJ U Cとの業務提携契約

- 1 組合とJ U Cは、J Uテントリの推進に関する業務提携契約を締結する。
- 2 前項の契約が締結されたとき、組合は第5条に定める役割を果たすものとする。
- 3 本条1項の契約が締結されたとき、J U Cは第6条に定める役割を果たすものとする。

第5条 組合の役割

- 1 組合は、自己の会員に対しJ Uテントリへの出品登録の促進および出品の取りまとめを行う。
- 2 組合は、会員から出品登録の代行の要請があった場合、別途定める代行登録料を徴収して当該車両の出品登録を行う。
- 3 組合は、出品登録の促進策として会員への登録説明会を開催する。
- 4 組合は、J U Cより要請があった場合、J U Cと協力して自己の会員に向けた出品促進策を実施する。

第6条 J U Cの役割

- 1 J U Cは、J UテントリシステムをJ Uナビ内に構築するとともに、その仕組みが正常に運営されるようシステム等を管理・運営する。

- 2 J U Cは、J Uテントリを成立させる為、取引仲介業務を行う。
- 3 J U Cは、J Uテントリによる会員の落札があった場合、落札車両代金、落札手数料および自動車税精算金等の落札者として履行すべき金銭（以下、「落札代金等」という）の支払、落札車両の搬出、登録関係書類（以下、「書類」という）の受け渡し、およびクレームへの対応等をする。

第7条 中商連の役割

- 1 中商連は、J Uテントリの推進の為J U Cと協力して、組合への事業推進の要請、機関紙でのP R・告知、会員への啓蒙活動等を行う。
- 2 中商連は、本事業所管の委員会において、本事業の推進の為の諸施策の検討とその実施へ向けての支援を行う。

第2章 J Uテントリの運用

第8条 車両の評価と登録

- 1 出品登録をしようとする者は、自らの責任に基づき車両基本情報および車両状態の評価結果等をJ Uナビの登録ファイルに登録しなければならない。
- 2 前項の登録方法、車両評価の基準等はJ U Cが別途定める方法・基準により行うものとする。
- 3 J U Cは車両状態の評価や瑕疵記号が適正でないと判断した場合、当該車両の掲載を削除することができ、場合によっては第4章17条1項⑨に基づき、当該会員のテントリ利用を停止することができる。

第9条 車両検索と落札申込

- 1 J Uテントリの車両検索は、J Uナビ上で行う。
- 2 J Uテントリの落札申込は、J UナビのJ Uテントリのw e b画面より落札申込の操作をすることにより行う。価額交渉可能な車両の場合は落札申込の操作後、落札希望価額を入力することにより行う。

第10条 価額交渉

- 1 出品者が価額交渉可能の登録をした車両に申し込みがあった場合、J U Cは出品者と申込者との仲介を行い、価額交渉の成立をもって落札とする。
- 2 前項の出品時の登録方法、申込方法および価額交渉の方法については、J U Cが別途定めるものとする。

第11条 落札と車両の引渡しと名義変更等

- 1 J Uテントリの落札があったときは、J U Cおよび当該落札者は、それぞれ下記の各号に定める対応、処理等を行わなければならない。

- ① J U Cは、自己が提携する陸送業者の運搬によって当該自動車が当該落札者に引き渡されるように取り計らう。
ただし、J U Cは、決済事故防止の為、落札代金の決済後に落札車両が出品者から搬出される等の処置を講じることができる。
 - ② 落札者は、落札車両の引渡を受けた後速やかに落札車両とw e b上の記載事項を確認し、検収する。
 - ③ J U Cは、自己が提携する宅配便業者によって書類が落札者に引き渡されるよう取り計らい、落札者は、遅滞なく移転登録等を行う。
- 2 落札者は、利用細則に従って落札車両の登録名義変更をしなくてはならない。

第12条 落札車両代金等の支払と精算

- 1 J U Cは、各会員等について、会員ごとにJ U テントリの与信限度額を設定する。
- 2 J U Cは、出品者からの書類到着後速やかに、落札者に代行して、当該落札車両の落札代金等を出品者指定の口座へ振込む方法で出品者に支払う。
- 3 本条2項にかかわらず、J U Cは、次のいずれかの事由があるときは、出品者に対し、落札代金等の支払代行の延期を求めることができる。
 - ① 当該落札者が特定の出品者の出品車両を大量に落札している場合。
 - ② 当該落札者が特定の出品者の出品車両を相場と著しく乖離した価額で落札した場合。
 - ③ 当該落札者が特定の出品者の出品車両で相場の不明確な車両を高額で落札した場合。
- 4 落札者は、本条2項によってJ U Cが落札者に代行して出品者に対して支払った、もしくは支払うべき落札代金等を、利用細則に従って速やかに、J U Cに対して精算しなくてはならない。

第13条 利用料金

- 1 J U ナビ会員の利用料金は、落札料15,000円（消費税別）、成約料15,000円（消費税別）、出品料は無料とする。
- 2 J U トレード会員の利用料金は、落札料16,500円（消費税別）とする。
- 3 前二項にかかわらず、J U Cおよび中商連は、協議により、利用料金の額を変更することができる。

第3章 クレーム処理基準

第14条 クレーム処理基準

- 1 会員等は、J U テントリによる落札にかかるクレームについて、中商連規約（J U クレーム処理基準を含む）およびJ U テントリクレーム・ペナルティー裁定基準に基づく処理がされることを承諾する。ただし、中商連規約とJ U テントリクレーム・

ペナルティー裁判基準が抵触する場合は、J Uテントリクレーム・ペナルティー裁判基準を優先する。

- 2 前項のクレーム処理について出品者と落札者の間で紛議が生じたときは、J U Cがこれを裁定するものとし、会員はこの裁定に服することをあらかじめ承諾する。

第4章 会員の評価および規程違反行為と J U Cの対応

第15条 出品会員の評価

- 1 J U Cは、自主申告に基づく出品車両の評価の信頼性を確保する為、出品車両に関する会員等につき3段階の評価をし、J Uテントリのw e b上にその評価を表示することができる。
- 2 前項の評価基準はJ U Cが別途定めるものとする。
- 3 本条1項の評価判断は、前項の評価基準に基づきJ U Cが行う。

第16条 禁止行為

会員等は、次の各号の行為をしてはならない。

- ① J Uテントリを利用する権利を譲渡または貸与すること。
- ② J Uテントリの取引に関し、申込者もしくは落札者が直接出品者に問合せること。
- ③ 自社が出品した車両についてJ Uテントリに関与すること。
- ④ 一般消費者に対し、J Uテントリの端末を直接に操作・検索させること。
- ⑤ 一般消費者に対し、対面、ネット、出版物、チラシ等の方法の如何を問わず、J Uテントリに関する落札金額および相場情報等を知らせること。
- ⑥ 一般消費者に対し、対面、ネット、出版物、チラシ等の方法の如何を問わず、J Uテントリの落札価格と手数料（入札料および落札料）のみで自動車を購入できるかのような販売誘引行為をすること。
- ⑦ 一般消費者に対し、対面、ネット、出版物、チラシ等の方法の如何を問わず、他の自動車の落札価格情報を比較して落札車両の落札価格が安価であるかのような販売誘引活動をすること。
- ⑧ 一般消費者に対し、ネット、出版物、チラシ等の方法の如何を問わず、他の中古自動車販売店が不当に高い利益を得ているとの誤解を与えるような宣伝広告をすること。
- ⑨ J Uテントリから得られる情報をもとにオークション情報等のデータベースを構築すること。

第17条 利用停止

- 1 J U Cは、会員等が次の各号の一に該当したときは、当該会員に通知することなく直ちに、期間を定め、もしくは期限を定めずに、当該会員によるJ Uテントリの利用を停止することができる。

- ① 第12条4項の落札代金等の精算を1回でも怠ったとき。
 - ② 落札車両の名義変更を規定の日までに完了しないとき。
 - ③ 落札車両金額の合計がJUCの設定する与信限度額を超えたとき。
 - ④ 第16条各号の一に反したとき。
 - ⑤ 中商連規約、JUテントリ利用細則およびこの運営規程に違反し、もしくは第14条2項のJUCの裁定に従わないとき。
 - ⑥ JUCが提携しているオークション会場の参加規制を受けているとき。
 - ⑦ JUCが提携している陸送業者の利用規制を受けているとき。
 - ⑧ 出品者が利用細則で定める期日までに書類等をJUCに提出しないとき。
 - ⑨ 出品車両情報および車両評価の自主申告内容にたびたび虚偽記載もしくは誤記等があるとき。
 - ⑩ その他、JUテントリの運用を妨げる行為をしたとき。
 - ⑪ JUテントリの取引以外のJUCとの取引による規約、規程に従わずJUCに対して債務不履行責任を負うに至ったとき。
- 2 JUCは、本条1項のシステムの利用停止事由が解消したときは、当該会員のJUテントリ利用停止を解除することができる。

第18条 会員等の資格喪失

- 1 JUCは、会員等が次の各号のいずれかに該当したときは、その者のJUテントリ利用資格を喪失させることができる。
 - ① JUナビ会員が所属組合を脱退したとき、またはJUトレード会員が入会条件を満たさなくなったとき。
 - ② 会員等が中商連の特別参加者登録を抹消されたとき。
 - ③ JUテントリの不正利用を繰り返したとき、あるいは第16条の禁止規定の不順守を繰り返し、中商連および中商連所属組合員、JUC、組合等の利益を甚だしく損なったとき。
 - ④ 第17条⑤の行為をしたとき。
 - ⑤ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という）、暴力団の構成員（以下「暴力団員」という）、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力集団、その他これらに準ずる者（以下「暴力団員等」という）。
 - ⑥ 暴力団員等が自ら役員等（取締役、執行役、執行役員、監査役、相談役、会長その他名称の如何を問わず、經營に実質的に関与する者）になるなど、暴力団員等が実質的に運営を支配または運営に関与していると認められる者。
 - ⑦ 暴力団員等を不当に利用していると認められる者。
 - ⑧ 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる者。
 - ⑨ 暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者。

- ⑩ 暴力団員等に自己の名義を使用・利用させ、J Uトレードに参加する者。
 - ⑪ 自己または第三者を利用して、J Uトレードに係る取引に関し、次の行為を行う者。
 - ア 暴力的な要求行為
 - イ 法的な責任を超えた不当要求行為
 - ウ 取引に関し、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - エ 風説を流布し、偽計または威力を用いて取引の相手方、J U Cまたは組合の業務を妨害し、または信用を棄損する行為
 - オ その他前各号に準ずる行為
- 2 前項の資格喪失の効力は、J U Cが会員の所属する組合、またはJ U Cを通じて当該会員等に通知したときに発生する。

第19条 ペナルティー

J U Cは、会員等が別紙「J Uテントリクレーム・ペナルティー裁定基準」に該当したときは、同基準にもとづいてその者にペナルティーを課することができる。

第20条 参加会場への通知

J U Cは、会員について第17条、第18条および第19条のいずれかの措置をとったときは、組合および中商連に対してその情報を通知することができ、会員はあらかじめこれを承諾する。

第5章 その他

第21条 個人情報の利用

- 1 J U Cは、落札された車両を落札店の指示に従って円滑に輸送する為、会員の名称、住所、電話番号および取引情報等の個人情報をJ U Cが指定する陸送業者に提供できるものとし、会員はこれに同意する。
- 2 J U Cは、J Uテントリの落札後の検査等に円滑に対応する為、会員等の名称、住所、および電話番号等の個人情報を該当組合に提供できるものとし、会員等はこれに同意する。

第22条 免責

- 1 J U Cは、地上回線の障害、中継用機器の誤作動等を原因とする会員等の申込障害による遺失利益、誤落札、また、画面の誤操作によって会員に発生した損害について、賠償の責任を負わない。
- 2 J U Cは、地震、噴火、洪水、津波、落雷、雹等の自然災害に起因して生じた損害について、賠償の責任を負わない。
- 3 J U Cは、会員の手元からのIDおよびパスワード漏洩（理由の如何を問わない）

による被害に対し一切責任を負わない。

第23条 紛争の処理

JUCと会員は、両者の間においてJUTENTRIに関して裁判上の紛争が生じたときは、東京地方裁判所を第一審の専属的管轄裁判所とすることに合意する。

第24条 改正

- 1 JUCは、必要に応じ、中商連理事長の承認を得たうえ、この運営規程（「JUTENTRIクレーム・ペナルティー裁定基準」を含む）を適宜改正することができる。
- 2 JUCは、この運営規程を改正したときは、速やかにその内容を会員等に通知する。
- 3 この運営規程および利用細則の各改正は、JUCが各会員等に向けて、文書、あるいはウェブサイト上で改正の通知を発したとき効力を発する。

第25条 利用細則の制定

JUCは、中商連理事長の承認を得たうえ、JUTENTRIの利用に関する細則の制定・改正をすることができる。

第26条 附則

この運営規程は、平成26年9月15日より施行する。

平成26年9月17日 一部改正
平成27年3月18日 一部改正
平成27年6月17日 一部改正
令和3年2月1日 一部改正
令和3年8月1日 一部改正
令和4年11月1日 一部改正
令和5年4月1日 一部改正
令和7年4月1日 一部改正

以上